

平成31年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

1. 日 時 令和元年7月31日（水） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員
津々木財政課長、武藤主査、齋藤主任主事
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 議 題
 - （1）平成30年度下半期分の一般競争入札契約の審査
 - （2）平成30年度下半期分の指名競争入札契約の審査
 - （3）平成30年度下半期分の随意契約の審査
 - （4）その他
 - 4 閉 会

平成31年度第1回会議

《委員長》

それでは、これより議事に入ります。

議事に入る前に、お願いしたい事項が2点ほどございます。

1点目は質疑等がある場合は、項目ごとに事務局からの説明が終了した後に、お願いいたします。

2点目ですが、本日の会議は時間が限られていますので、発言する方は簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、議題1の平成30年度下半期分の一般競争入札契約の審査について、事務局から審議事案の説明を求めます。

議題1 平成30年度下半期 一般競争入札契約の審査

《事務局》

それでは、平成30年度下半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたり、抽出した理由を添えていただいておりますので、ご質問に対する回答も併せてご説明させていただきますと思います。

それでは、説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから29ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

1ページのNo.2「道路法面改修工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」で、執行理由は、「平成28年度の豪雨により崩落した市道路肩の改修工事を実施するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。格付け等要件は、A・B・C・Dランク。地域要件は、千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。実績要件は、過去10カ年度（平成20年度から平成29年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注した契約金額500万円以上の土木一式工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。技術者等の個人資格要件は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を専任で配置できる者。なお、本件公告日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。その他要件は、社会保険等に加入していること。という要件でした。

入札への資格確認申請者数は、1者。そして、入札参加者は辞退によりありませんでした。2ページをご覧ください。

金額につきましては、予定価格税抜きが1,656円、最低制限価格税抜きが1,324万8,000円にて入札を行いました。入札参加者がなく不調となった案件です。

この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。

「一般競争入札案件の土木一式工事の多くが入札者辞退という事態となっているが、これらに共通する理由と背景は」ということで、本案件については、参加資格の「地域要件」を千葉県内業者、「格付け」をAからDランクとして、市で事前に把握できる「登録業種」、「格付け」、「地域要件」の要件を満たす参加見込み数は355者と幅広く、参加者を募りましたが、資格確認申請は1業者のみでした。その1者は、「この工事等を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」という理由での辞退でした。

なお、本案件は最終的に指名競争入札（No.28）に切り替えて実施し、落札となりましたが、その入札においても辞退者が多く、その理由は、「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」「作業員の確保が困難であるため」「下請け業者の確保が困難であるため」「手持ち工事が多く、さらに工事等を受注することが困難であるため」「会社の都合による」等となっており、これらと同様な理由が考えられます。

3ページのNo.5 「白井第二小学校北側よう壁改修工事」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」で、執行理由は、「白井第二小学校の敷地北側道路境界付近のコンクリートよう壁は、劣化により亀裂や傾きが発生していて危険なことから改修するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。格付け等要件は、A・B・C・Dランク。地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。実績要件は、過去10カ年度（平成20年度から平成29年度まで）に、国又は地方公共団体等が発注した土木一式工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。技術者等の個人資格要件は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を配置できる者。なお、本件公告日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。その他要件として、社会保険等に加入していること及び法人市民税に滞納がない者。という要件でした。

入札への資格確認申請者数は、1者。そして、入札参加者は辞退によりありませんでした。

4ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格税抜きが1,310万2,928円、最低制限価格税抜きが1,048万3,000円にて入札を行いました。入札参加者がなく不調となった案件です。

この案件にも委員より先ほどと同様の「一般競争入札案件の土木一式工事の多くが入札者辞退という事態となっているが、これらに共通する理由と背景は」とのご質問をいただいております。

本案件については、参加資格の地域要件を市内業者にしており、市で事前に把握できる「登録業種」、「格付け」、「市内・準市内業者かどうか」の要件を満たす参加見込み数は23者ありましたが、資格確認申請は1業者のみでした。その1者についても、「積算の結果、採算が合わないため」という理由での辞退でした。

また、本案件は平成31年度の上半期の入札で再度、同条件による一般競争入札を実

施しましたが、入札参加者がなく不調。

更に、「地域要件」を千葉県内業者に拡大して、一般競争入札を実施しましたが、資格確認申請は1業者のみでした。その1者についても、「下請け業者の確保が困難であるため」という理由での辞退でした。

なお、本案件につきましては、工事箇所前面道路が市循環バス路線であることなどから、車両通行止めでの工事が困難なため、大型の重機を要しない特殊な擁壁を採用していることも理由の1つと考えられます。

続きまして5ページをご覧ください。No.20の「市有財産売却（H30-1）」についてご説明いたします。

本件入札の業種は「財産の売却」で、執行理由は、「旧教職員住宅につきましては、平成30年3月31日をもって用途廃止され、今後の利用見込がないため、白井市行政経営改革実施計画及び白井市公有財産利活用基本方針に基づき、市有財産（土地・建物）の売却を行うもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができないというものでした。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定により市の公有財産に関する事務に従事する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 白井市暴力団排除条例第2条第1項各号の規定に該当する者
- (5) (3) 及び (4) に該当する者から依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (7) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (8) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (9) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人で不動産取引制限のある者及び破産者で復権を得ていない者
- (10) 直近年度の国税（法人税、個人の場合は所得税等）及び本社（店）所在地の地方税（法人住民税（個人の場合は住所地の個人住民税）、固定資産税、都市計画税等）を滞納している者

この入札への参加者数は、2者でした。

6ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格（最低売却価格）5,010万円に対し、落札価格が5,550万円で、落札率が110.7%、契約の相手方は(有)アドバンスティとなっています。

この案件への質問は、お二人の委員より、いただいております。

はじめに、「何を売却したのか」との、ご質問をいただいております。

本案件は、市有普通財産（旧教職員住宅土地・建物）の売却です。詳細は、土地が、宅地2, 000. 01㎡。建物が、鉄筋コンクリート造地上3階建ての世帯棟、鉄筋コンクリート造地上4階建ての単身棟です。

7ページに続きまして。「売却用地の過去の利用状況は」、「売却理由、予定価格の算定経過は」、「売却に際しての条件等の設定の有無と内容（用途、譲渡制限等）は」、との3つの質問をいただいております。

売却用地の過去の利用状況につきましては、当該地には昭和59年3月に白井市教職員住宅として世帯用住宅と独身者用住宅の二棟が完成し、以後、白井市に赴任される教職員の住宅として利用されてきました。

また、平成23年に発生した東日本大震災の避難者用住宅として、空き部屋を一時期利用していました。

売却理由につきましては、老朽化が顕著となってきたことや民間等の賃貸住宅などが市内に充実してきたため、平成29年度をもって用途を廃止し、普通財産となり、市として他の用途としての利用がなかったことから売却いたしました。

予定価格の算定経過は、不動産鑑定を行い、解体費用を差し引いた評価額を予定価格（最低売却価格）としました。

売却に際しての条件等の設定の有無と内容につきましては、当該地は、池の上一丁目地区地区計画区域内に位置しているため、用途は専用住宅、敷地の最低面積170㎡以上、高さの限度10mまでなどの規制がなされていることから用途や敷地などに関する条件を付しておりません。

その他の条件として以下の特約を付して契約を締結しています。

（1）売買契約締結後に関する特約

ア．本契約に係る物件のうち建物については、撤去・解体すること。

イ．解体工事及び造成等工事に当たっては、工事開始前に近隣住民への説明会を開催すること。

ウ．近隣家屋及び土地・家屋に付属する工作物については、解体工事及び造成工事等の工事前後の調査を行い、工事に伴い破損、損傷等の影響が生じた場合は、買受人または工事施工事業者が費用を負担して原状復旧すること。

エ．買受人は、解体工事及び造成工事等を施工するに際し、震度計及び騒音計を設置するとともに土埃の発生への十分な対策を講じ、近隣住民の住環境に支障を及ぼした場合は、工事を一時停止し、原因を究明したのちに工事の再開を行うこと。

（2）暴力団排除に関する特約

続きまして、9ページのNo.24「労働者（保育士）派遣業務」についてご説明いたします。

本業務の業種は「人材派遣」で、執行理由は、「保育所入所希望児童数の増加に対し、安定した職員体制の確保を図るため、保育士を確保するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「人材派遣」中分類「一般労働者派遣業」に登録がある者。地域要件は、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県又は神奈川県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。実績要件は、過去5カ年度（平成25年度～平成29年度）及び本件公告日までに、国又は地方公共団体等と保育士派遣を契約した実績を有する者。という要件で、入札への資格確認申請者数は1者、そして、入札参加者数も1者でした。

10ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格税抜きが1億3,698万7,642円、最低制限価格税抜きが9,589万1,349円にて入札を行いました。1回目、2回目ともに予定価格内の入札がなく、不落随意契約を行いました。

随意契約の見積価格が税抜き1億3,698万7,642円、契約金額税込で1億5,023万1,853円、落札率は100%。落札者は、株式会社 アスカ となっております。

この案件については、全委員よりご質問をいただいております。

まず、委員より、「不落随契となっているが、不落随契に至った経緯」、「また、1者のみが入札に参加しており、1回目から入札額と予定価格に開きがあるが、最後まで予定価格の変更等の措置を講じなかった判断経過」との2つのご質問をいただいております。

不落随契に至った経緯につきましては、本案件は、平成30年10月30日に1回目の開札を行いました。予定価格に達する入札がなかったため、即日、再入札通知（受付締切日：10月31日）を発行しました。

10月31日の2回目の開札でも予定価格に達する入札がありませんでした。

開札後、再入札にするか、不落随契にするかにつきましては、市の内規により、再入札（2回目）価格が予定価格の110%以内の価格の者がいる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定（再度の入札に付し落札者がいないとき）に基づく随意契約（いわゆる不落随契）をするため、最低入札者から見積を徴することができるとしています。

本案件についても、この規定に基づき、本件再入札2回目の(株)アスカの入札額が、予定価格の110%以内であったため、11月2日に不落随契に向け見積を徴収した結果、予定価格以下（最低制限価格以上）であったため、不落随契としたものです。

予定価格の変更等の措置を講じなかった判断経過につきましては、ご説明しましたとおり、一般競争入札から随意契約まで一連の契約事務手続きであったため、予定価格の変更等の措置を講じなかったものです。

11ページをご覧ください。続きまして、委員より「清水口保育園を含め3園まとめて入札を行った結果、入札参加者が1者のみであったが、分割すれば、規模的に入札に参加できた者があったかもしれない。一括で入札を行った理由は」とのご質問。

一括で入札を行った理由につきましては、近年の保育士不足の影響により、派遣会社においても契約締結後に新たに保育士を募集するケースが多く、3園一括契約であれば、応募者の希望園のみではなく、配置状況に応じて他園での採用を行うなど、効率的に保育士を確保できるためです。

続きまして、委員より、「白井市の保育士の採用・確保について現状と今後の見通しは」、「落札率が100%となっているが、不自然ではないか」、「単年契約であるが、契

約相手は同一か、毎年変わっているのか」との3つのご質問をいただいております。

白井市の保育士の採用・確保について現状と今後の見通しにつきましては、人事担当課でも任期付保育士を募集しておりますが、定員割れしている状況があったため、並行して派遣会社を活用しております。

近隣自治体における給与水準の上昇や、保育施設が増加していることもあり、今後も保育士の採用・確保は厳しい状況が続くと思われまます。

落札率100%につきましては、再入札を経て、不落随契に向け見積を徴収した結果として捉えております。

また、本件業務は、単年契約ではなく、債務負担による3年間の契約となっております。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

No.5 事業名「白井第二小学校北側よう壁改修工事」について、4ページの質問の回答の中で、大型重機を要しない特殊なよう壁を採用しているとありますが、具体的にどのようなよう壁なのかわかりますか。

《事務局》

先に杭を打ち、その杭による壁を重ねていくような工法で、切り土が少なくて済みます。

《委員》

一般的に大型重機を必要としないのであれば、より業者が入札に参加しやすいように思いますが、その工法は特殊な重機が必要なものなのでしょうか。

《事務局》

特殊な重機は必要ありません。本件については、大型重機の所持の有無よりも特殊な工法であるため、事業者の経験の有無から嫌厭されてしまったのが要因ではないかと考えております。

《委員》

わかりました。私からは、以上です。

《委員》

No.24 事業名「労働者（保育士）派遣業務」について、11ページの私の質問の回答として、効率的に保育士が確保できるためとありますが、それ以外にも事務的な軽減負担面での3園一括契約でもあったのでしょうか。

《事務局》

お見込みのとおりと捉えております。

《委員》

わかりました。私からも以上です。

《委員》

5ページのNo.20 事業名「私有財産売却（H30-1）」についてですが、一般的に土地を売却する際に、土地の活用に期限を設けているケースが多いと思うのですが、本件についてはいかがでしょうか。

また、買受人が別の者に再譲渡する可能性があります、制限するような規定を設けているのでしょうか。

《事務局》

土地の活用の期限につきましては、市に不利益を被る恐れがないと判断し、特に設けておりません。

買受人の再譲渡につきましては、事前にそのような事態になることを想定していたため、再譲渡した際は、違反行為として違約金等を請求できる規定を設けておりました。

《委員》

9ページの No. 24 事業名「労働者（保育士）派遣業務」について、現在市立保育園は何園ぐらいあり、本委託で派遣されている保育士の割合はどの程度なのでしょうか。

また、不落随契の結果落札率が100%となっておりますが、円単位で予定価格と一致するのが不自然に感じてしまうのですが。

《事務局》

現在私立保育園は3園あり、10%から20%を本委託の派遣保育士で賄っております。人数で申し上げますと8人です。

また、不落随契の結果落札率が100%の件につきましては、市が予算を組む時に最低2者以上から参考見積もりを徴収しており、その平均価格を計上したりするのですが、本件につきましては2者の中で一番低い見積額を予算計上しており、その見積もり業者がこの度の落札業者であったため、円単位まで一致してしまったと捉えております。

《委員》

なるほど、わかりました。この度、落札した「株式会社アスカ」と前回の契約会社である「株式会社アスカクリエート」はどのような関係があるのでしょうか。

《事務局》

関連会社と聞いております。

《委員》

わかりました。ありがとうございます。

《委員長》

他にご質問は、よろしいでしょうか。

《委員》

はい。

議題2 平成30年度下半期 指名競争入札契約の審査

《委員長》

続きまして、議題2の平成30年度下半期分の指名競争入札契約の審査について、事務局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

続きまして議題2 平成30年度下半期指名競争入札契約について説明いたします。

13ページをご覧ください。

No.27「富士地区雨水排水対策整備工事（H30）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」、執行理由は「本工事は、豪雨等による道路冠水の解消を図るため、新規排水構造物の設置及び既設側溝等の改修を行うもの」です。

業者選定については、指名業者数は10者。指名理由については、入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている者のうち、本工事と同種実績のあるA、B及びCランクの市内及び準市内の10業者を選定しました。指名業者10者のうち、入札は1者（9者辞退）となっています。

金額につきましては、予定価格税抜きが1,801万円に対し、落札価格税抜きで1,760万円、落札率は97.7%で、落札業者は株式会社希望となりました。

14ページをご覧ください。本案件については、委員から、「10者指名して9者も辞退した理由は」、「ほとんどが辞退する中で落札した会社の業務の質は問題ないか」との、2つのご質問をいただいております。

9者の辞退理由については、

- ・「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」（4者）

- ・「作業員の確保が困難であるため」
- ・「下請け業者の確保が困難であるため」
- ・「手持ち工事が多く、更に工事等を受注することが困難であるため」
- ・「積算の結果、採算が合わないため」（2者）

となっております。

落札した会社の業務の質については、記載がもれましたが、本案件は指名競争入札ですので、同種工事実績などを確認したうえで選定しておりますので、問題はありません。

なお、本案件は工事完了しており、工事検査の結果、「現場の状況を十分に把握した施工となっております、良好な出来形が確保されていた。」「良好な出来ばえであった。」と主任監督員及び検査員等より報告を受けております。

15ページをご覧ください。No.28「道路法面改修工事」についてご説明いたします。

本案件につきましては、一般競争入札のNo.2で説明いたしました工事が不調になったことにより、指名競争入札で再入札を行った案件ですので、執行理由は省略いたします。

業者選定については、指名業者数は、10者。指名理由については、入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている者のうち、本工事と同種実績のあるA、B及びCランクの市内、準市内及び隣接する印西市に本社を有する1、2級の技術職員が5名以上在籍する10業者を選定しました。指名業者10者のうち、入札は2者（8者辞退）となっております。

金額につきましては、予定価格税抜きが1,664万円に対し、落札価格税抜きで1,534万円、落札率は92.2%で、落札業者は株式会社I.G.O.となりました。

16ページをご覧ください。この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。「再入札の際に予定価格が変更となった理由は何か」ということで。

本工事については、当初（公告日：平成30年8月23日）、2回目と一般競争入札を行いました。入札者がいなかったため、不調となりました。その際の予定価格は、税抜き1,656万円で、当初と2回目での予定価格の変更はありません。

再入札（指名競争入札）にあたり、設計内容の変更は行っておりませんが、最新の積算世代単価（資材など：2018年9月1日から2018年10月1日）に見直したことにより、86,400円の増額となったものです。

17ページをご覧ください。No.29「道路改良工事（H30-4）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」、執行理由は「本工事は、地区要望により砂利道を舗装、排水施設整備を行い交通環境の向上を図るもの」です。

業者選定については、指名業者数は、7者。指名理由については、入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている者のうち、市内に本店（社）、営業所（出張所）を置く、7業者を選定しました。指名業者7者のうち、入札は3者（4者辞退）となっております。

金額につきましては、予定価格税抜きが719万円にて入札を行いました。1回目、

2回目ともに予定価格内の入札がなく、不落随意契約を行いました。

随意契約の見積価格が税抜き 710 万円、契約金額税込で 766 万 8,000 円、落札率は 98.7%で、落札業者は大月工業株式会社となりました。

18ページをご覧ください。この案件にも委員より先ほどと同様の「再入札の際に予定価格が変更となった理由は何か」とのご質問をいただいております。

本工事については、当初、指名競争入札を行いました。が、予定価格に達する入札がなかったため、不調となりました。

再入札（指名競争入札）にあたり、沿線自治会から交通誘導員の配置箇所の追加要望があったため、交通誘導員を4名追加したこと及び最新の積算世代単価（資材など：2018年9月1日から2018年10月1日）に見直したことにより、194,000円の増額となったものです。

19ページをご覧ください。No.30「道路改良工事（H30-3）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「土木一式工事」、執行理由は「工業団地における産業の活性化を図るため、市道00-136号線を工業団地へのアクセス道路として整備を行うもの」です。

業者選定については、指名業者数は、10者。指名理由については、入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録されている者のうち、本工事と同種実績のあるA、Bランクの市内、準市内及び隣接する印西市、柏市に本店（社）を有する10業者を選定しました。指名業者10者のうち、入札は5者（5者辞退）となっています。

金額につきましては、予定価格税抜きが1億1,177万円に対し、落札価格税抜きで7,700万円、落札率は68.9%で、落札業者は高秀建設株式会社となりました。

20ページをご覧ください。この案件にも委員より先ほどと同様の「再入札の際に予定価格が変更となった理由は何か」とのご質問をいただいております。

本工事については、当初、道路改良工事（H30-3）を一般競争入札で、用水施設移設工事（H30-1）を指名競争入札で入札を行いました。が、道路改良工事（H30-3）は、予定価格と最低制限価格の範囲内の入札がなかったため、用水施設移設工事（H30-1）は、入札者がいなかったため、共に不調となりました。

再入札（指名競争入札）にあたり、同路線であり、道路改良工事に先立って、用水施設移設工事を行う必要があることから、確実に両工事の履行を確保するため、合併工事といたしました。

また、用水移設工事において事業の見直しにより、手賀沼土地改良区と協議した結果、施工範囲が縮減となったことなどにより、4,946,400円の減額となったものです。

23ページをご覧ください。No.41「白井第三中継ポンプ場2号ポンプ修繕工事（H30）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「機械器具設置工事」、執行理由は「本工事は、白井第三中継ポンプ場の定期的な維持管理を目的として、ポンプ（2号機）オーバーホールを行い、中継ポンプ場の機能維持を図るもの」です。

業者選定については、指名業者数は、7者。指名理由については、入札参加適格者名簿の大分類「機械器具設置工事」に登録されている者のうち、市又は他の地方公共団体が発注した本工事と同種実績のある千葉県内の7業者を選定しました。指名業者7者のうち、入札は2者（5者辞退）となっています。

金額につきましては、予定価格税抜きが833万円に対し、落札価格税抜きで394万円、落札率は47.3%で、落札業者は光伸株式会社 関東支店となりました。

24ページをご覧ください。この案件には、委員より1つ、ご質問をいただいております。「予定価格に対し、47.3%で落札しているが、参加者の入札額はいずれも予定価格を大きく下回っていることから、予定価格を決定した経緯は」ということで。

設計金額（予定価格）の決定に当たっては、(公社)日本下水道協会の下水道設計標準歩掛表及び千葉県土木積算基準に基づき積算しております。

なお、本工事で採用する資材のうち、同基準等に記載のないものについては見積価格を採用しております。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

複数の事案に跨るのですが、15ページのNo.28事業名「道路法面改修工事」の業者選定理由には市内、準市内及び隣接する印西市に本社を有するとありますが、19ページのNo.30事業名「道路改良工事（H30-3）」においては、それに加えて柏市に本社を有するとあります。これには何か決まりがあるのでしょうか。

《事務局》

本市から近い業者のほうの不測の事態に対応しやすいため望ましいと考えておりますが、特に厳密なルールはありません。

この度の件につきましては、工事の設計金額により格付け要件を変えており、No.28の案件については、A、B、Cランクの業者から選定しているのに対し、No.30の案件についてはA、Bランクの業者から選定しております。すべて市内、準市内の業者で選定するには業者数が少ないため、近隣市からも業者を選定しているところですが、No.30の案件につきましては、A、Bランクであるため、印西市だけでは選定数が賄えなかったため、柏市からも選定した次第です。

《委員》

わかりました。私からは、以上です。

《委員》

No.29 事業名「道路改良工事（H30-4）」の19ページの回答の中で、沿線自治会から交通誘導員の配置箇所の追加要望があったため、予定価格が変更となったとありますが、本件については、沿線自治会と協議後に工事を行っていると思うのですが、一般的に沿線自治会に意見を聞くタイミングは、いつなのでしょう。

《事務局》

基本的には工事の要望が上がってから入札前までに意見を聞きに行き、沿線自治会の了承を得てから工事を着工しますが、自治会の要望とは別に、工事着工後に自治会に加入していない方、若しくは沿線自治会への説明会に参加されなかった方から個別の要望を受けることが相応にしてあります。

この度の件については、不調となった1回目の入札時点では意見がなかったものが、再入札を行うまでの間に、沿線自治会から交通誘導員の増員要望があがり、それを反映した形となります。

《委員》

自治会に加入していない等の個人が個別の要望を市に直接連絡した場合でも対応を検討されるのでしょうか。

《事務局》

沿線自治会が良いと判断していても、それが地区の総意であるとは限らないため、出来る限り意見を反映させて全員が納得いく形で対応したいと考えております。そのため、工事着工後に変更契約する場合があります。

《委員》

わかりました。私からは、以上です。

《委員長》

他にご質問は、よろしいでしょうか。

《委員》

はい。

議題3 平成30年度下半期 随意契約の審査

《委員長》

では、続きまして、議題3の平成30年度下半期分の随意契約の審査について、事務

局から審議事案の説明を求めます。

《事務局》

次に議題3 平成30年度下半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

それでは、25ページをご覧ください。No.66「【長期】水道料金・下水道使用料徴収業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「事務の軽減と経費の削減を目的に、水道料金・下水道使用料徴収業務を委託するもの」です。

随意契約理由は、現行の徴収業務委託は、第一環境株式会社独自の賦課徴収システムにより行われており、令和3年1月に予定されている県営水道料金と市下水道使用料の賦課徴収一元化に伴う作業スケジュールにより、一元化のシステム改修には構成7市の現行システムからの移行作業が進められている。

このことから現行システム以外の場合、移行作業の遅延及びシステム改修コストの増加となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、設計金額（予定価格）税抜きが1億1,621万2,500円に対し、契約金額税抜きで1億1,396万2,500円、落札率は98.1%で、契約の相手方は、第一環境株式会社です。

26ページをご覧ください。この案件については、全委員よりご質問をいただいております。

まず、お二人の委員より、「業務の内容、期間が2年3ヶ月と年単位ではない理由は」というご質問ですが、回答は、令和3年1月に県営水道料金と市下水道使用料の賦課徴収一元化が予定されており、千葉県企業局によって下水道使用料の徴収業務委託が契約されます。そのため、一元化される令和3年1月までの2年3ヶ月という期間での契約となっております。

続きまして、委員より、「市内や該当がなければ、県内で委託できる業者はなかったのか。」というご質問です。

回答につきましては、現行の徴収業務委託は、第一環境株式会社独自の賦課徴収システムにより行われており、令和3年1月に予定されている県営水道料金と市下水道使用料の賦課徴収一元化に伴う作業スケジュールにより、一元化のシステム改修には構成7市の現行システムからの移行作業が進められております。

このことから現行システム以外の場合、移行作業の遅延及びシステム改修コストの増加となるため、随意契約としたものです。

なお、第一環境株式会社につきましては、契約先として東京都の本社住所を記載しておりますが、千葉県内だけでも白井市をはじめ、営業所が11箇所あり、本市の下水道事業当初から本件業務を請け負っている会社です。

27ページをご覧ください。最後の事案は、平成30年度下半期の随意契約、No.58からNo.69の全12の案件について、委員より2つのご質問があり、まず「1者随契の

場合の予定価格の算出方法は」とのご質問です。

回答につきましては、29ページをご覧ください。設計金額（予定価格）の算定にあたっては、業者の見積りを基に設計する場合であっても、可能な限り資材等の最新の実勢価格を採用したり、千葉県土木積算基準の労務単価を採用したりするなど、公平性を保った積算をするよう努めています。

続きまして、「適切な見積りかどうか、確認方法は」とのご質問です。

回答につきましては、適切な設計金額の算定に努めているため、設計金額（予定価格）を下回る見積りであれば、妥当であると判断しております。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

事務局からの説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

なお、発言の際は、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いします。

《委員》

No.66 事業名「【長期】水道料金・下水道使用料徴収業務委託」について26ページに県営水道料金と市下水道使用料の賦課徴収一元化とありますが、これは県の条例等により行うものなのでしょうか。

《事務局》

本市には県営水道と市営水道の区域があり、県営水道区域内の下水道使用料については、下水道にメータを設置できないため、県営水道の使用量を基に下水道使用料を算出し、賦課徴収しているところです。そのため、これまでは県営水道を管理している千葉県企業局から上水道使用量のデータをもらい受けて、賦課徴収しておりましたが、データを所持している千葉県企業局が上下水道料金をまとめて賦課徴収することにより事務を簡略化することが狙いであり、条例等を定めて行うものではありません。

《委員》

賦課徴収事務を千葉県企業局が市の代わりに行うだけであり、徴収した料金の収入先の変更もなく、上水道料金と下水道料金の区別がなくなるわけでもないという解釈でよろしいのでしょうか。

《事務局》

お見込みのとおりです。

《委員》

わかりました。私からは、以上です。

《委員》

今のNo.66について、契約相手の第一環境株式会社が受け持つ業務の範囲を教えてください。

《事務局》

市営の上水道料金と市下水道使用料の賦課徴収業務です。

《委員》

今後、千葉県では徴収業務が一元化するということでしょうか。

《事務局》

本市を含めた7市の県営水道区域内の県営水道料金と市下水道使用料の徴収業務が一元化されます。

《委員》

ありがとうございました。

《委員長》

その他、入札契約についてご質問がありますか。

《委員》

特にございません。

《委員長》

平成30年度下半期分の入札契約及び随意契約について、市長へ不適切な点、改善点として報告することはありますか。

《委員》

特にございません。

議題4 その他

《委員長》

続きまして、議題4のその他について事務局から何かありますか。

《事務局》

次回の会議についてですが、平成31年度第2回の会議は、令和2年1月下旬を予定

しておりますので、日程調整の際にはよろしくお願ひいたします。

《委員長》

本日の予定は全て終了しましたので、以上を持ちまして白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。

《委員2名・事務局》

ありがとうございました。

午後3時15分終了